

金融円滑化にかかる基本方針、体制の概要及び実施状況

平成28年5月13日

中野市農業協同組合

当組合は、農業および地域金融機関における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要※）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 組合員・利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 他の金融機関等との緊密な連携
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

※全文については、金融円滑化への取組みについてをご参照下さい。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1) 組合長以下、関係する役員及び部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

(2) 金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 融資課およびローン・不動産センターに「金融円滑化管理担当者」を設置し、融資課およびローン・不動産センターにおける金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。

(4) 融資課では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 組合員・利用者からの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を融資課およびローン・不動産センターに設置しています。

(2) 組合員・利用者からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部融資審査課に受付窓口を設置しております。その際、必要に応じて金融円滑化管理担当者と連携して対応をしています。

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) お借入条件の変更等を行った組合員・利用者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握するとともに、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、組合員・利用者への支援について真摯に取り組みます。

(2) 特に、農業者に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	14	14	15	16	16	16	17
うち、実行に係る貸付債権の額	14	14	15	16	16	16	17
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0

(注) 金融円滑化への取り組みについては、平成25年3月末の中小企業等金融円滑化法の期限到来後も、基本の方針は何ら変わるものではなく、引き続き金融円滑化に取り組んでまいります。